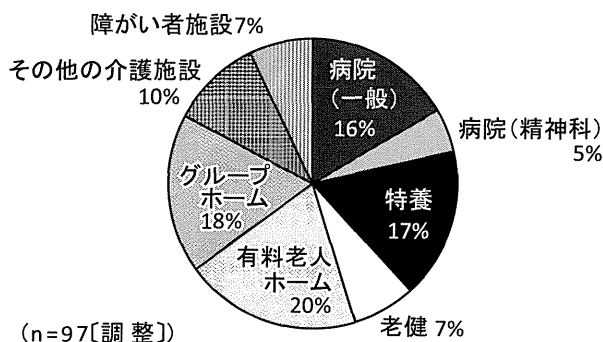


割合が後見開始前と開始後とで、7割程度から約8割へと増加していることを鑑みると、これらの入所形態のいずれにおいても、その割合は増加していることが分かる。

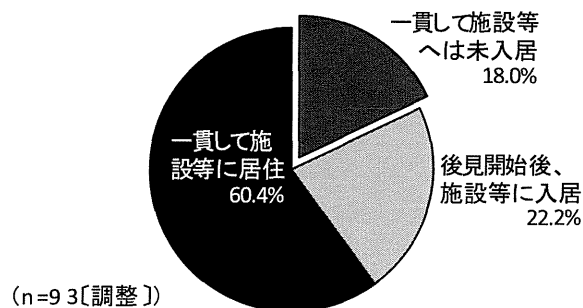
[図5-8] 入所施設の内訳〔後見開始後〕



5.3.3. 施設等への入所状況

次に、本人の施設等への入所状況の変化について見てみる。

[図5-9] 施設等への入居状況

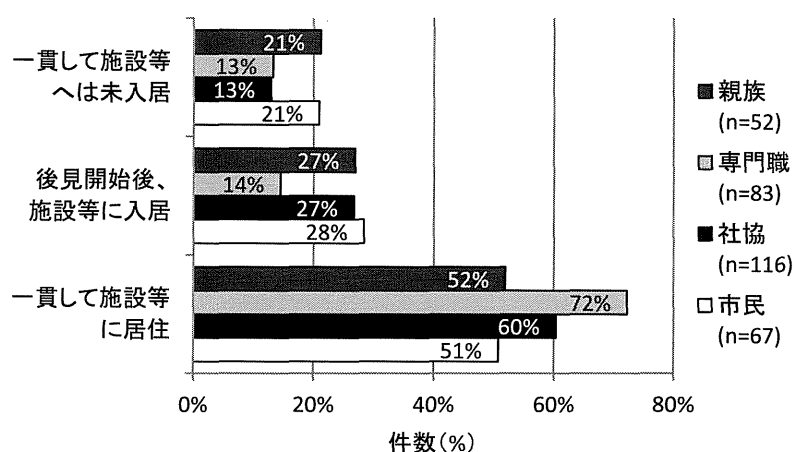


施設等入所者のうち、最も多い入所状況のパターンは、後見開始前から開始後にかけて一貫して施設等に入所している（途中、別の施設等に移転したというケースを含む）というものであり、その割合は全体のおよそ6割程度となっている（図5-9）。また後見開始後に、新たに施設等に入所したというパターンも全体の2割強を占めており、後見開始後に何らかの施設に入所している人は、あわせて全体の8割強にも上がることが分かる。

他方、一貫して施設等へ未入所の人の割合は全体の2割弱に過ぎなかった。この点につき、後見活動において重視されるべき要素のひとつである身上監護の観点からいけば、本人がなるべく施設等に入所することなく、在宅介護などを利用しながら自宅での生活を維持できるよう、後見人はサポートすることが望ましいと考えられる。しかし実際には、後見開始前後において、本人が施設等への入所を余儀なくされるケースが多いというのが実情である。

また、この本人の施設入所状況を業態別にみると、専門職と社会福祉協議会による後見において、本人が一貫して施設に入所している割合が相対的にやや高い点が注目される（図5-10）。

[図5-10] 施設入居状況〔業態別〕

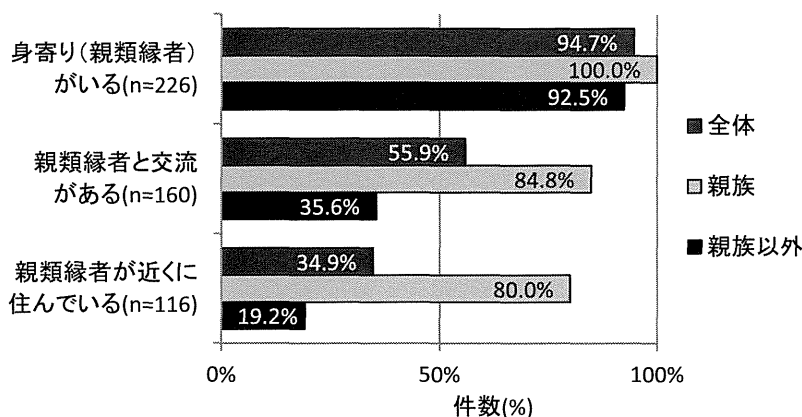


5.4. 本人の世話の状況

次に、本人と親類縁者との関係や、周囲の人達によってなされる本人の世話の状況について概観する。

まず、本人と親類縁者との関係について業態別に見てみる（図 5-11）。

[図5-11] 本人と親類縁者との関係〔業態別〕



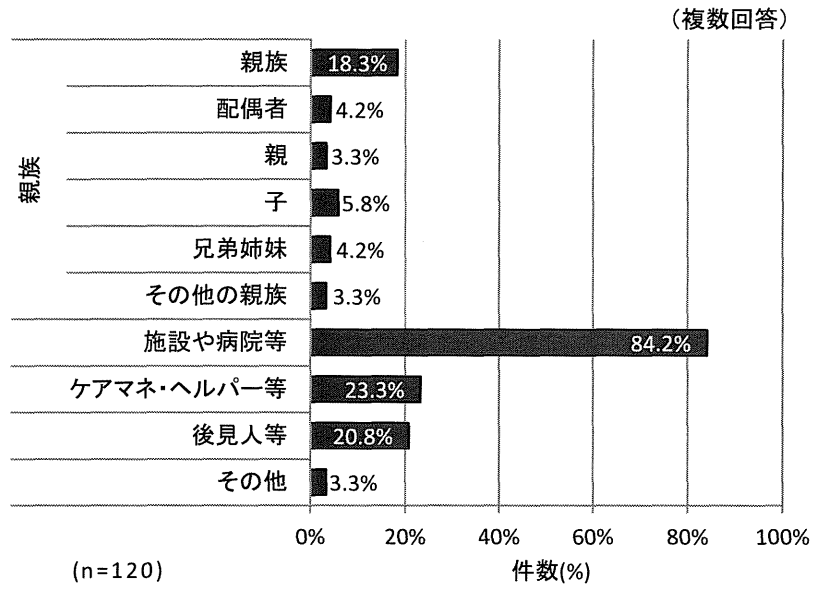
はじめに、被後見人本人に身寄り（親類縁者）がいるかどうかについてである。親族後見においては当然ながら全員に身寄りが有り、他方、第三者後見においても、9割以上で本人に身寄りがあることが明らかになった。しかし、その親類縁者と交流があるかどうかについては、親族後見では全体の8割以上で交流があるのに対し、第三者後見では、それよりもかなり低い3割半程度しか親類縁者との交流をもっていなかった。また地理的な条件についても、親族後見においては、8割の事案で親類縁者が近くに住んでいるのに対し、第三者後見においては、約2割という低さであった。

このことから、本人に地理的に近いところに親類縁者が住んでいないケースにおいては、自然と本人と親類縁者との交流が少なくなっていく（そして本人の世話をする人もいなくなり）、その結果として、そのような人を支援するために、親族以外の第三者が後見人等に選任されるケースが多くなっているものと考えられる。

次に、本人の世話を主にしている人について見てみる（図 5-12）。

すると、施設や病院等が圧倒的に多く、全後見事案の8割強で、こうした施設に本人の世話が任されている状況が分かる。これは、施設や病院に入所・入院しているケースに加え、在宅介護や在宅医療等の利用も含まれると考えられる。この点、ケアマネージャーやヘルパー等が本人の世話を主にしているケースも、全体の2割強あった。さらに、後見人等が本人の世話を主にしている事案も全体の約2割ほどあるが、これは親族後見人によるものが多いと思われる。この点は、親族によって世話をされているケースがあわせて約2割にのぼっていることからもうかがえる。

[図5-12] 本人の世話を主にしている人



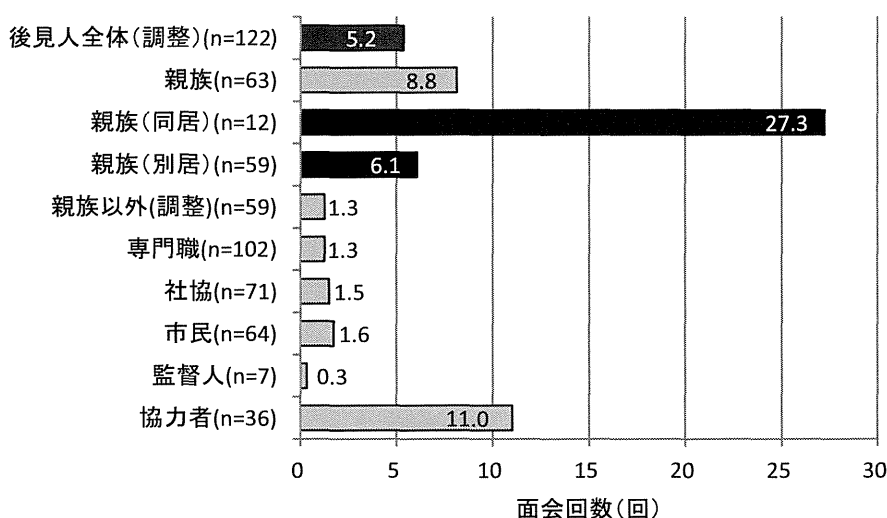
6. 本人との面会状況

6.1. 本人との面会回数と時間

6.1.1. 1ヵ月あたりの平均面会回数

次に、後見人などが本人に面会する回数や時間等について、業態間で比較しながら概観する（図6-1）。

[図6-1] 1ヶ月あたりの平均面会回数



まず、後見人等による1ヵ月あたりの本人との面会回数をみると、その平均は約5回であった。

続いて、親族後見における面会回数について見てみると、親族後見人は、1ヵ月あたり平均で約9回ほど本人と面会していた。このうち、本人と同居している親族後見人の平均面会回数は、当然のことながらほぼ毎日（月27回）となっており、本人との接触頻度は非常に多くなっている。他方、本人と同居していない親族後見人の平均面会回数は、週1.5回程度のペース（月6回）であった。

このように、親族後見においては、後見人等が本人と同居しているか否かの違いに応じて、面会回数に著しい差が見られた。

一方、第三者後見における1ヵ月あたりの平均面会回数は、親族後見の場合に比べて極端に少ないことが分かる。専門職、社会福祉協議会、市民後見人のいずれについても、1ヵ月あたりの平均面会回数は概ね1～2回程度（平均で1回強）であった。

以上のように、後見人等と本人との居住関係、ならびに後見人の業態の違いに応じて、面会回数に大きな差が見られた。その背景について簡潔に述べると次のようになる。

親族後見人は、やはり自身が本人の親族であることから、本人と接する機会も多く、本人が施設等に入所している場合でも、週1～2回程度の頻度で会いに行くケースが多い。また、親族後見人の場合、本人と同居している事案が多く、その場合、ほぼ毎日のように（ショートステイなどを除いて）本人と接している。他方、第三者後見の場合、後見人等は、やはり本人とは第三者であるという理

由や地理的な条件等を理由に、それほど頻繁に会いに行くことはない。だが、例えば法人の場合、月に1回程度、本人と面会するよう後見人に求めるガイドラインや内規などを定めていることが多く、それにより第三者後見人は、通常月1回ほど（さらに必要に応じて適宜）本人面会を行うという結果となっている。

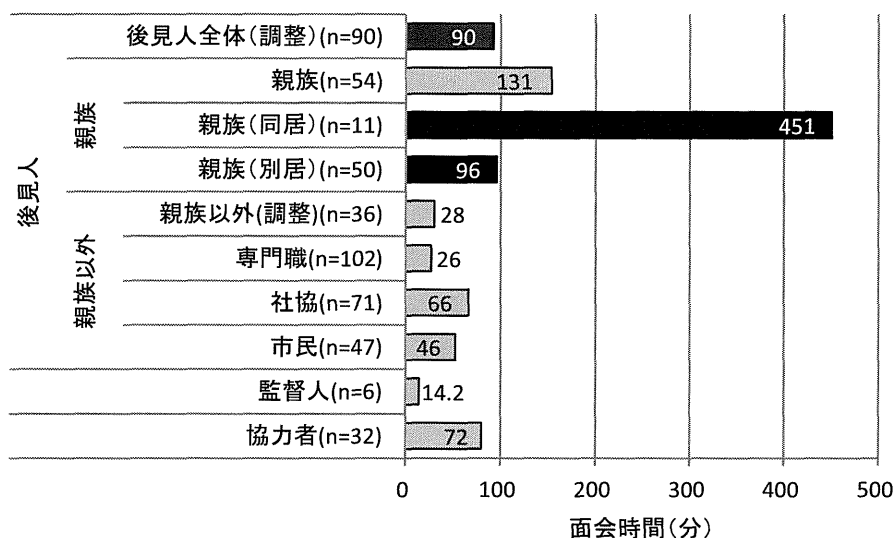
なお、協力者（主に親族後見人を支援している場合が多い）については、1ヵ月あたりの本人との面会回数は約10回とかなり多く、後見人全体のみならず親族後見人全体の平均をも上回っていることが注目される。これは、親族後見人が本人と別居している場合、本人と同居している別の親族（配偶者など）が協力者となっているケースがあること、また後見人と協力者との間で仕事の分担がなされ、主に協力者が本人の世話を担当するケースが多くみられること、などが影響していると考えられる。

一方、後見監督人については、1ヵ月あたりの平均面会回数のごくわずかなものであった（1ヵ月0.3回）。これは、一般に後見監督人は、就任時に本人に1度だけ会う、あるいは後見終了まで1度も会わないというケースが多いためである。

6.1.2. 面会1回あたりの平均面会時間

次に、後見人等が本人に接する面会1回あたりの平均時間について見てみる（図6-2）。

〔図6-2〕 面会1回あたりの平均時間



まず、後見事案全体（全業態）についてみると、その平均的な面会時間は1時間半であった。

続いて、親族後見における平均面会時間について見ると、親族後見人は面会1回あたり平均で2時間強、本人に接している。このうち、本人と同居している親族後見人の平均面会時間は、約7時間半であった。他方、本人と同居していない親族後見人の平均面会時間は約1時間半であった。また協力者の面会時間は、平均1時間強であった。

このように、親族後見における面会時間は、面会回数同様、後見人と本人との居住関係および面会にあたる主体の違いによって、著しい差異が生じていた。

他方、第三者後見については、その平均面会時間は約30分と、親族後見の場合に比べて極端

に短くなっている。なかでも、社協や市民後見人が平均 1 時間程度を面会に充てているのに対し、専門職の場合には 30 分弱と、特に短くなっている。

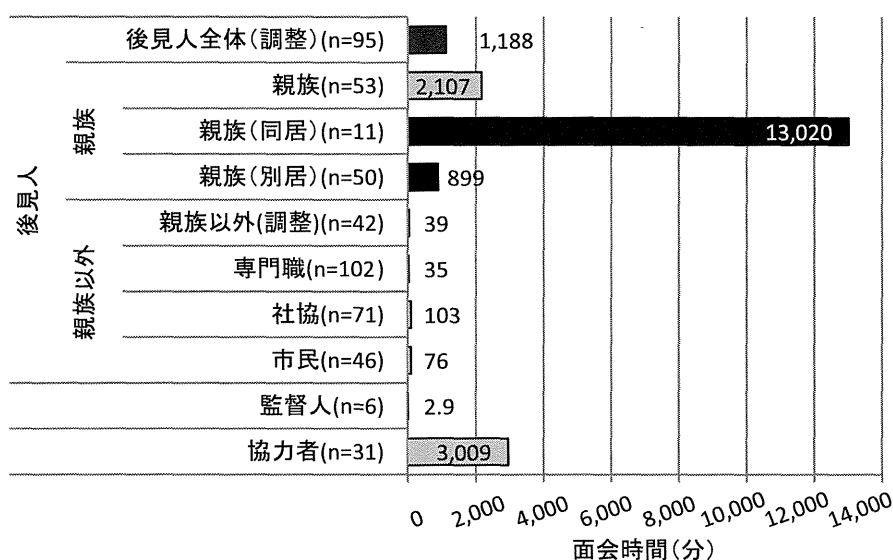
なお、後見監督人における平均面会時間は、わずか 15 分程度であった。

以上のことから、面会回数同様、後見人等の業態の違いが、面会 1 回あたりの平均面会時間に大きな違いをもたらしていることが分かる。

6.1.3. 1 ヶ月あたりの平均面会時間

最後に、1 ヶ月あたりの平均面会時間について見てみる（図 6-3）。

[図6-3] 1ヶ月あたりの平均面会時間



まず、後見事案全体についてみると、その平均的な 1 ヶ月あたりの面会時間はおよそ約 20 時間であった。

続いて、親族後見においては、後見人等は 1 ヶ月あたり約 35 時間本人に接していた。このうち、本人と同居している親族後見人の平均面会時間は突出して長く、約 220 時間にも達していた。他方、本人と同居していない親族後見人の平均面会時間は、15 時間程度であった。また協力者は、平均約 50 時間であった。

このように、1 ヶ月あたりの面会時間についても、後見人が本人と同居しているか否かの違いによって、結果に大きな差がみられた。

一方、第三者後見については、親族後見の場合に比べて、その 1 ヶ月あたりの平均面会時間は、やはり著しく短かった（1 ヶ月 40 分程度）。そのうち、社協と市民後見人が 1 時間以上の面会時間を確保しているのに対し、専門職の場合は 30 分程度となっていた。

なお、後見監督人の 1 ヶ月あたりの平均面会時間はわずか数分ほどとなっており、ほぼゼロに等しい時間となっていた。

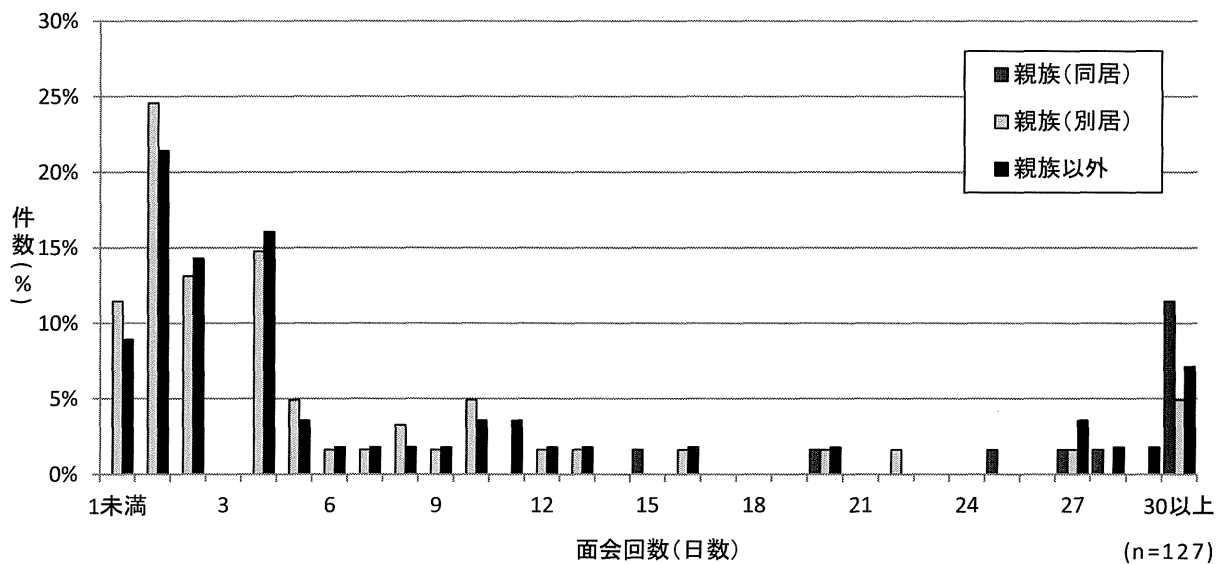
以上のことから、親族か否かという業態の違いは、1ヵ月あたりの平均面会時間にも大きく影響していることが分かった。

6.2. 面会回数および面会時間の分布

6.2.1. 面会回数の分布

次に、後見人等による本人との面会回数（1ヵ月あたり）の分布状況について概観する（図6-4）。

[6-4] 1ヶ月あたりの面会回数の分布



まず、本人と同居している親族後見人について見ると、毎日（30回以上）面会しているものももっとも件数が多かった。そして本人と別居している後見人等のほとんどは、1ヵ月あたりの面会回数が10回未満であり、なかでも月1回程度というケースがもっとも多かった。

このように親族後見の場合においては、本人と後見人等との居住関係の違いによって、面会回数の状況に非常に大きな差異がみられた。

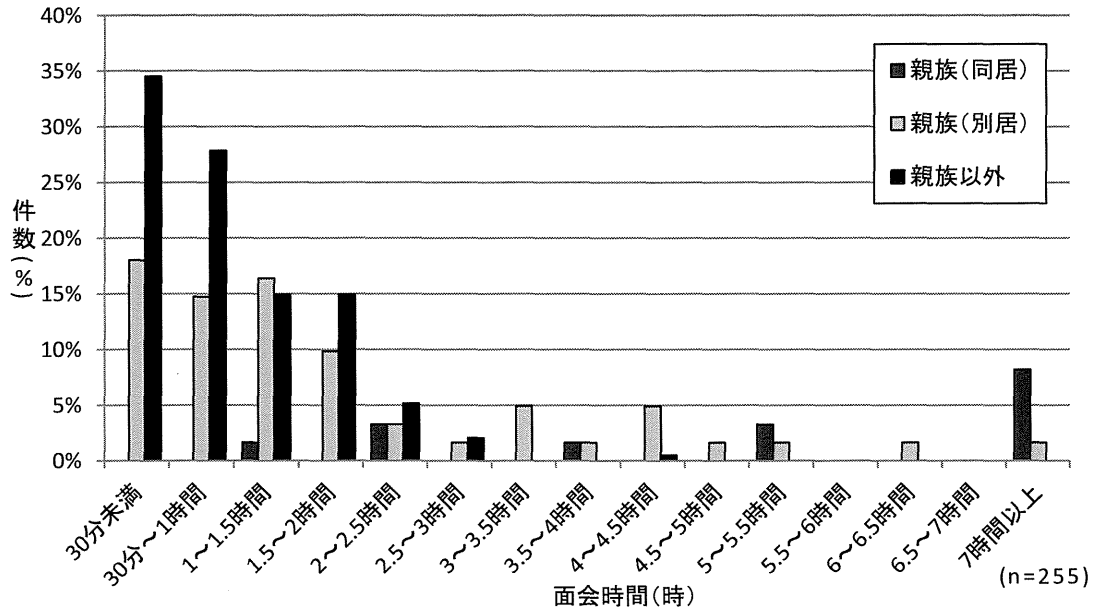
続いて、第三者後見における面会回数の分布状況について見てみると、面会回数の件数ももっとも多いのは、1ヵ月に1回程度面会を行うというものであった。また、1ヵ月あたりの面会回数が10回未満のケースがほとんどであり、別居の親族後見人と似た分布状況となっている。

このことから、別居の親族後見および第三者後見の場合は、多くのケースにおいて、本人との面会が1ヵ月あたり1回から数回程度（ほとんどが10回未満）になっている状況がうかがえる。

6.2.2. 面会時間の分布

次に、面会 1 回あたりの面会時間の分布について、業態別に見てみる（図 6-5）。

[図6-5] 面会1回あたりの時間の分布



まず、親族後見の場合をみると、ここでも後見人等と本人との居住関係によって分布は大きく異なっていた。本人と別居している親族後見人については、面会 1 回あたりの時間が 1 時間半未満の人が親族後見人全体の約半数を占めていた。一方で、本人と同居している後見人等の多くは、非常に長い時間を本人との面会にあてていた。そのうち、最も多いのが 1 回の面会時間が 7 時間以上におよぶケースであり、続いて 5 ～ 5.5 時間程度、2 ～ 2.5 時間程度のものが多かった。

このように親族後見の場合においては、面会回数の分布と同様に、本人と後見人等との居住関係の違いが、面会時間の長さ大きく影響していることが分かる。

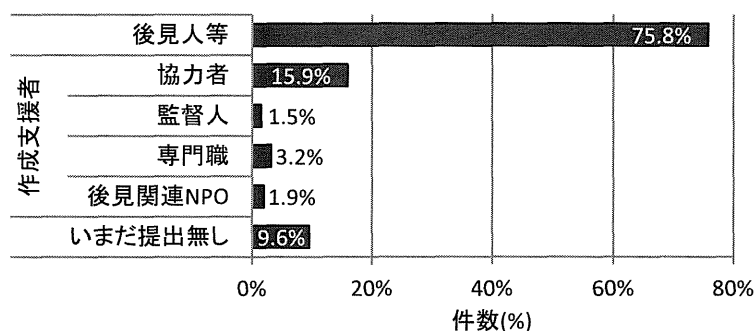
続いて、第三者後見における面会時間の分布について見てみると、もっとも多いのは、面会時間 30 分未満のケースであり、全体の約 3 割半を占めていた。次いで、30 分～ 1 時間を面会時間とするものが、全体の 3 割弱を占めており、これら 2 つで全体の半分以上を占めている。さらに全体のおよそ 9 割が、2 時間未満の面会時間となっている。このことから、第三者後見の場合の面会時間は、1 回あたり 1 時間前後か、長くても 2 時間程度であるということが出来る。

7. 後見事務報告書の作成・提出状況

7.1. 後見事務報告書の作成者

はじめに、後見事務報告書の作成主体について見てみる（図 7-1）。

[図 7-1] 報告書作成者



まず後見事案全体でみると、後見事務報告書を作成する主体として最も多いのは、当然のことながら「後見人等」であり、全体の約 7 割半を占めていた。

しかしながら、特に親族後見の場合、後見人が単独で報告書を作成するのではなく、他の人々に手伝ってもらいながら作成を行うというケースも少なくない。その支援者としてもっとも多いのが、「協力者」（全体の約 1 割半）

である。一般に協力者は、報告書の執筆作業そのものではなく、領収書の保存・整理など、報告書作成の付随的作業を担当している場合が多い。また、司法書士等の「専門職」や「後見関連 NPO」が支援するケースも僅かながらみられる。

なお、これらに対し、後見開始からまだ一定期間経っていないなどの理由から、いまだ報告書を一度も提出したことがないという事案も、全体の 1 割ほど存在していた。

7.2. 後見事務報告書の提出回数と間隔

次に、後見人等が、後見事務報告書を家庭裁判所に提出する回数や間隔（頻度）について見てみる。

本調査において、後見人等が、本調査への回答時点（ないし後見終了時点）において、それまでに報告書を提出した平均回数は約 3 回であり、その平均的な提出間隔は約 10 ヶ月であった。

また報告書提出間隔（年数）の分布をみると、ほとんどの事案（全体の 9 割以上）において、1 年半以内（0～1 年半）の間隔で報告書が提出されていた（図 7-2）。

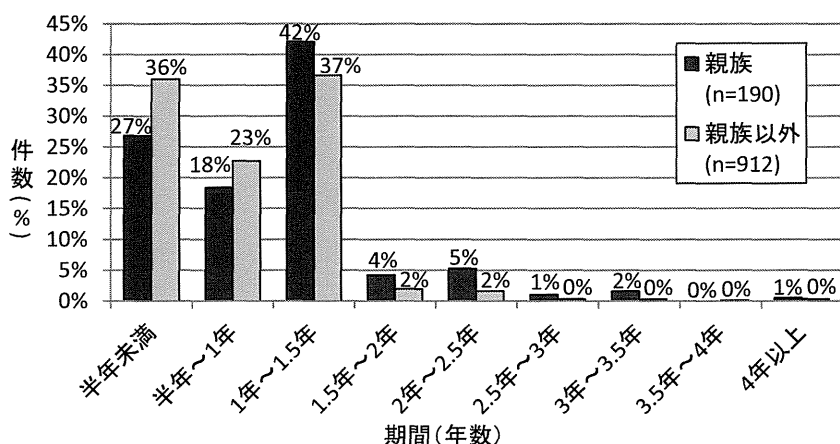
通常、事務報告書の提出はおよそ 1 年ごとに課せられるのが一般的とされているが、本調査結果においても、多くのケースについて、事務報告書は 1 年前後の間隔で提出されていた。

また報告回数別の提出間隔をみると、後見開始日から報告 1 回目までの提出間隔が約 3 ヶ月で、第 2 回報告以降の提出間隔はすべて 1 年～1 年 2 ヶ月程度となっており、両者の間に大きな差が見られた（図 7-3）。

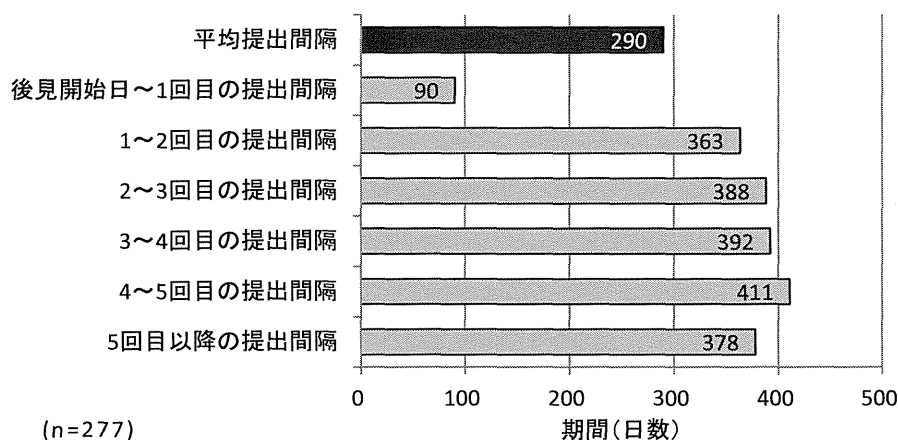
さらにこれを業態別に見ると、平均的な提出間隔は、親族後見人が約 1 年、第三者後見人が約 9 ヶ月と、やや差がみられる（図 7-4）。後見開始後のすべての報告書提出間隔において、親族後見人のほうが第三者後見人よりも長い期間を要している。特に、第 1 回目の提出までの間隔は、第三

者後見人は2ヵ月強であるのに対し、親族後見人は約半年を要している。また2回目以降も、親族後見人はいずれも長めで、1年～1年5カ月の間隔となっている。

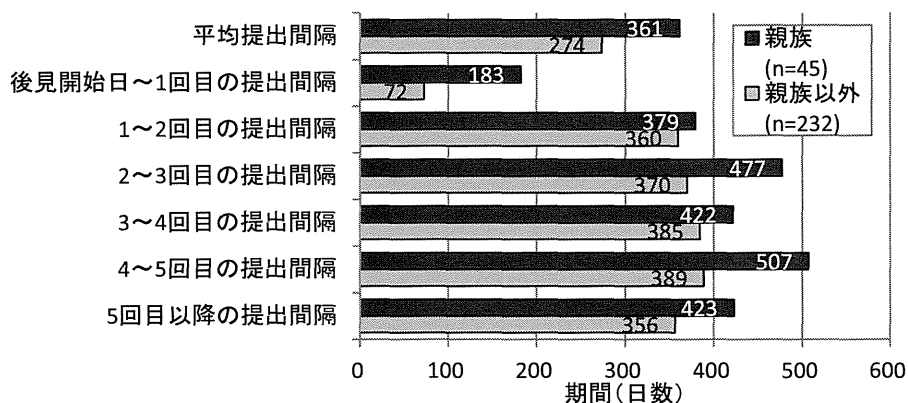
[図7-2] 報告書提出間隔の分布



[図7-3] 回数別報告書提出間隔



[図7-4] 回数別報告書提出間隔〔業態別〕



このように、第三者後見においては、後見開始日から報告1回目までの提出間隔がかなり短く、さらに以降の提出についても相対的に提出間隔が短くなっているが、それは主に次のような理由による。すなわち、特に第三者後見においては、後見が開始される以前に本人の資産状況を調べることは難

しいため、後見開始後すみやかに本人の資産状況を調査し、財産目録等を裁判所に報告する「初回報告書」の提出が、家裁から求められるためである。また、第三者後見の場合は、後見人が過去に同様の手続を経験している可能性が高く、報告業務の定型化が図られている場合が多いことも、その要因として考えられる。

以上をまとめると次のようになる。

すなわち、①一般に、後見事務報告書の提出間隔はおよそ1年と理解されているが、第2回報告以降の平均提出間隔は約1年1ヵ月となっており、一般的な理解にほぼ合致している、②ただし、特に第三者後見において、後見開始直後に裁判所から初回報告書（就任時報告書）の提出を求められることから、後見開始日から報告1回目までの提出間隔は相対的に非常に短くなっている（約3ヵ月）。

8. 本人の資産の状況

8.1. 保有資産の金額と推移

本人が保有する資産の状況について概観する。

まず、本人が保有している資産の全般的状況について見てみる。

その際、日本の高齢者世帯（被後見人と生活状況が比較的類似していると考えられる世帯として、ここでは無職（あるいは主な年間収入が年金等である世帯）の高齢者を対象としたい）と比較しつつ検討してみたい（表 8-1）。

[表8-1] 高齢者世帯と被後見人世帯の平均資産の比較

| | 高齢者世帯 (万円) | 被後見人世帯 (万円) |
|---------|---------------|----------------|
| 総資産(注1) | 4,418 | 2,535 |
| 金融資産 | 1,983 | 1,920 |
| 不動産 | 2,494 | 605 |

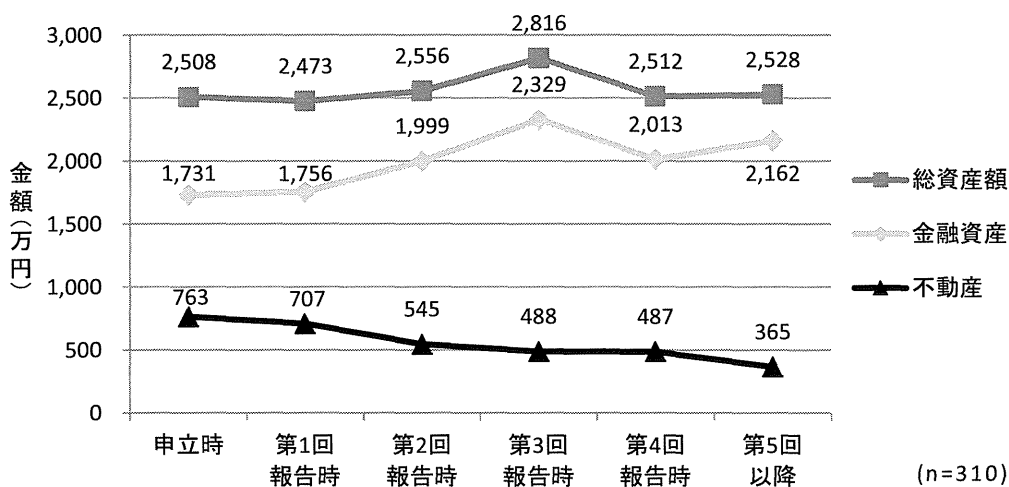
注1. 総資産に耐久消費財は含まれていない

平均的な資産を見てみると、その金融資産（約 1 千 9 百万円）は高齢者世帯と同程度であるが、他方、不動産（約 610 万円）は高齢者世帯の 4 割程度にすぎない。その結果、総資産（約 2 千 5 百万円）は高齢者世帯の 6 割未満の水準となっている。

以上のように、両者の保有資産額の間にながらぬ違いがみられるのは、主に被後見人世帯の次のような特徴に起因するところと大きいと考えられる。その特徴とは、①平均年齢が高い、②女性の比率が高い、③健康状態がすぐれない人が多い、④就労が困難な人が多い、⑤不動産売却が必要とされる機会（施設入居費等の費用を賄う必要性等）が多い、というものである。

次に、本人の保有資産額の推移（後見開始後の変化の状況）について見てみる（図 8-1）。

[図8-1] 平均資産額の推移



後見開始申立時における本人の総資産の平均額は約 2 千 5 百万円であり、うち金融資産が約 1 千 7 百万円、不動産が約 760 万円であった。そして後見等が開始された後に、この資産総額はトレンドとして微

増する傾向にあるが（事務報告毎の平均変化率^{*3}=+0.2%）、3 回目の後見事務報告時にピーク（約

2千8百万円)を迎えた後は、やや減少している。この総資産を構成する主要要素(金融資産と不動産)のうち、金融資産は、申立時から第5回報告以降^{*4}にかけて3割近くも増加しているのに対し、逆に不動産は同期間の間にほぼ半減している。

このように後見が開始された後、本人が保有する不動産額が大幅に減少する一方で、金融資産額は逆に増加しており、結果として総資産はわずかに増加している。

その要因としては、後見開始後に、本人の施設入居資金や生活費への充当などの目的から、本人の保有不動産の売却が行われるケースが多いことが挙げられる。この点につき、特に2、3回目の報告時に不動産の売却等が行われるケースが多く、それゆえこの時期に不動産保有額が大きく目減りする一方で、その売却益により金融資産が大きく増加する結果となっている(1～3回目の報告にかけての不動産変化率=-31%、金融資産変化率=+33%)。

8.2. 保有資産の業態間比較

8.2.1. 不動産の業態間比較

[表8-2] 不動産額の変化率と平均変化率
(申立時～第5回報告以降)

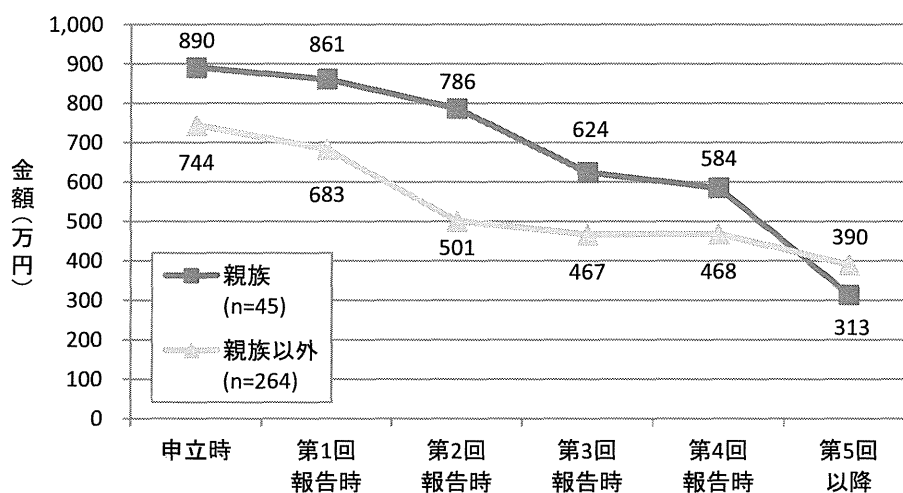
| | 変化率 | 平均変化率 |
|------|--------|--------|
| 全体 | -52.1% | -13.7% |
| 親族 | -64.9% | -18.9% |
| 親族以外 | -47.6% | -12.1% |
| 専門職 | -50.7% | -13.2% |
| 社協 | -50.5% | -13.1% |
| 市民 | -24.8% | -13.2% |

次に、本人が保有する資産の状況について、業態間の比較を行う(表8-2、図8-2)。

まず、本人が保有している不動産の平均額とその推移について見てみる。

後見開始申立時における本人の保有不動産の平均額は、第三者後見の場合には約740万円であったが、他方、親族後見の場合には約890万円と、第三者後見を上回っていた。

[図8-2] 平均不動産額の推移〔業態別〕



^{*3} ここで平均変化率とは、平均成長率(CAGR)や変化率の幾何平均と同じ概念である。具体的には、各後見事務報告時において、本人の資産が前回報告時と比べて増減した割合を幾何平均したものである。

^{*4} この「第5回報告以降」とは、第5回報告時～後見終了時(あるいは本調査回答時)の期間の資産額を平均化したものである。

そしてこのような申立時の保有不動産の状況は、後見開始後、次のように変化していた。

まず親族後見においては、後見開始後（特に2、3回目の報告時において）本人の不動産売却が行われることによって、いずれも不動産額が大きく減少している。このうち親族後見においては、申立時から第5回報告以降にかけて、不動産額がおよそ7割弱減少して約310万円になり、他方、第三者後見においては、同期間の間に不動産額が約5割減少して約390万円になっている。このように、親族後見の方が第三者後見よりも不動産額の減少率が大きく（親族後見の平均変化率は-19%、第三者後見は同-12%）、第5回報告時以降においては、親族後見の不動産額の方が第三者後見のそれを下回る結果となっている。

なお、第三者後見については、特に社協において、不動産額の変化率（=-51%）および平均変化率（=-13%）が、いずれも相対的に高かった。

以上をまとめると次のようになる。

すなわち、各業態の後見いずれにおいても、後見開始後（多くの場合、開始から2～3年以内）に本人の不動産が売却されるケースが多く、その結果、不動産額が大きく目減りしている。そして、親族後見においてはその変動が比較的大きいのに対して、第三者後見においてはその変動の度合いが比較的穏やかであった。

8.2.2. 金融資産の業態間比較

次に、本人が保有している金融資産の平均額とその推移について、業態間で比較してみたい（表8-3、図8-3）。

[表8-3] 金融資産額の変化率と平均変化率
(申立時～第5回報告以降)

| | 変化率 | 平均変化率 |
|------|--------|-------|
| 全体 | 24.8% | 4.5% |
| 親族 | 17.8% | 3.3% |
| 親族以外 | 33.5% | 6.0% |
| 専門職 | -11.0% | -2.3% |
| 社協 | 21.5% | 4.0% |
| 市民 | 69.6% | 11.1% |

後見開始申立時において、親族後見における本人の金融資産額は約2千4百万円で、第三者後見のそれが約1千6百万円（親族後見の6割強）であり、両者の間には大きな開きがあった。

このような保有金融資産の状況は、後見開始後、次のように変化していた。

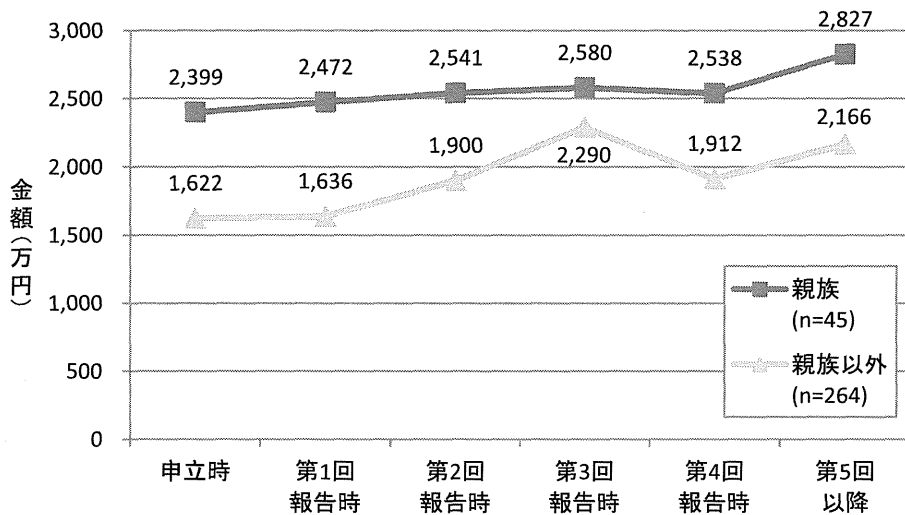
まず親族後見においては、第3回の報告時まで、本人の平均金融資産額は微増し、第5回報告以降に大きく増加している（第5回報告以降までの変化率は+18%）。一方、第三者後見においては、第3回の報告時まで増加し、その後やや減少するものの、再び増加に転じている（第5回報告以降までの変化率は+34%）。すなわち、いずれの業態の後見においても、後見開始後（特に2、3回目の報告時期に）本人の不動産売却などによって金融資産額がある程度増加し、その後少し減少するものの、第5回報告以降、再び不動産売却等によって上昇に転じている。

さらにこれを、より細かく業態別に見てみると、第三者後見人のなかでも特に市民後見人の場合において、金融資産額の変化率（=+70%）および平均変化率（=+11%）が相対的に高くなっている。

以上をまとめると次のようになる。

すなわち、いずれの業態においても、後見開始後、（特に2、3回目の報告時期に）不動産が売却されるケースが多く、金融資産額はトレンドとして増加傾向にある。

[図8-3] 平均金融資産額の推移[業態別]



8.2.3. 総資産の業態間比較

最後に、本人が保有している総資産の平均額とその推移について、業態間で比較してみる（表8-4、図8-4）。

[表8-4] 総資産額の変化率と平均変化率
(申立時～第5回報告以降)

| | 変化率 | 平均変化率 |
|------|--------|-------|
| 全体 | 0.8% | 0.2% |
| 親族 | -6.0% | -1.2% |
| 親族以外 | 7.7% | 1.5% |
| 専門職 | -20.6% | -4.5% |
| 社協 | -1.7% | -0.3% |
| 市民 | 11.7% | 2.2% |

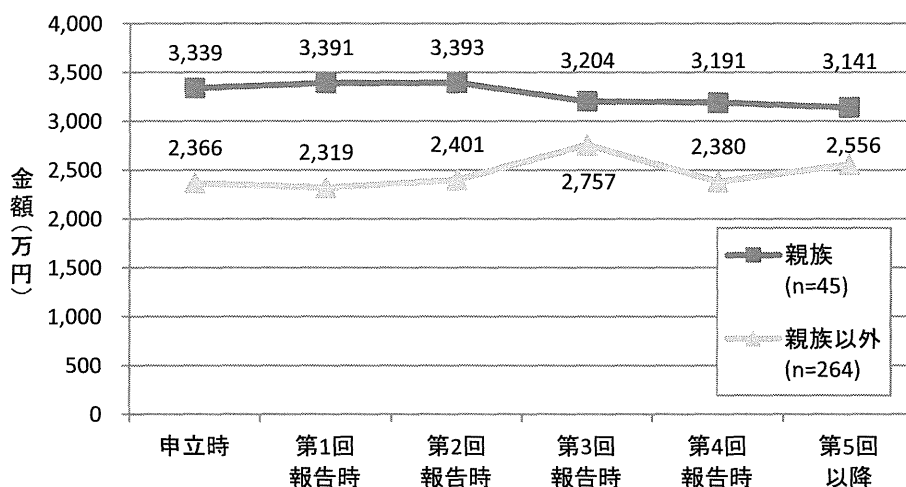
後見開始申立時、親族後見における本人の総資産額は約3千3百万円で、第三者後見におけるそれは約2千4百万円と、第三者後見の総資産額は親族後見に比べ約7割にとどまっている。

このような総資産の状況は、後見開始後、次のように変化していた。

すなわち、いずれの業態の後見においても、後見開始後、総資産は比較的安定的に推移しており

急激な変動は見られなかった。これは、後見開始後の支出増大（本人の施設入居費用等）による資産の目減りを、不動産売却などによって補填した結果、全体として資産の大幅な減少が避けられたことによるものと考えられる。

[図8-4] 平均総資産額の推移[業態別]



次に、各業態における総資産額の申立時から第5回報告以降までの変化率と平均変化率をみる。

すると、親族後見においては、申立時から第5回報告以降にかけて、変化率および平均変化率ともにマイナスとなっている一方、第三者後見においてはプラスとなっている。第三者後見のなかでもばらつきがあり、専門職がマイナスとなっている一方、市民後見の場合は比較的高い増加率となっている。

以上をまとめると次のようになる。

すなわち、①いずれの業態においても、総資産額は安定的に推移しており特に大きな変動はみられない（申立時と第5回報告以降との総資産額を比較しても大きな減少は見られず、このことは後見人による財産管理の成果とみることもできよう）、②いずれの業態についても、本人の総資産額は高齢者世帯の総資産額よりも下回っているが、特に第三者後見の場合は、高齢者世帯の半分強という低い水準となっている（これは、第三者による後見は、その大半が親族のサポートを受けるのが困難な本人を対象としており、一般にそのような世帯の資産は一般の高齢者世帯に比べて低い傾向にあることに起因すると考えられる）。

8.3. 金融資産と不動産の内訳と推移

8.3.1. 不動産の内訳と推移

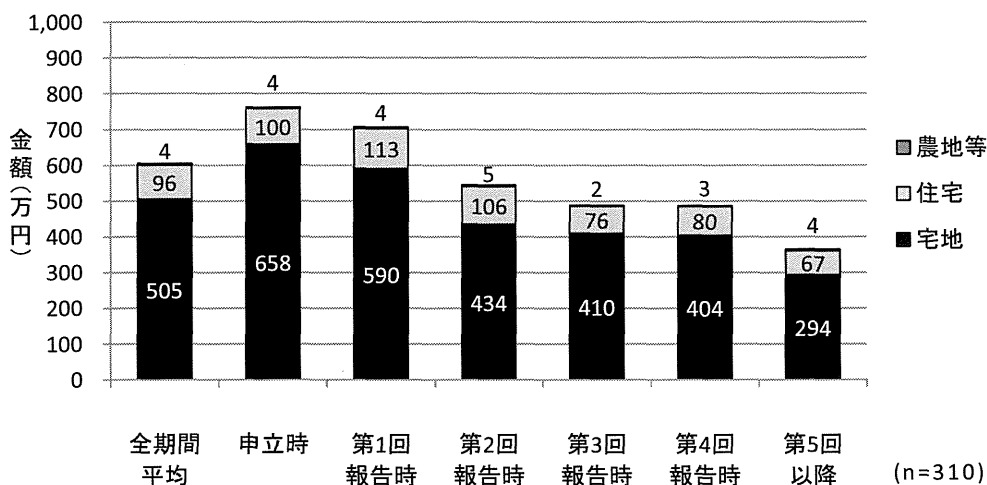
次に、本人が保有する不動産の内訳とその推移について見てみる。

[表8-5] 不動産の各要素の構成比率の比較

| | 一般的高齢者世帯(万円) | 被後見人世帯(万円) |
|-----|--------------|------------|
| 宅地等 | 84.7% | 84.1% |
| 住宅 | 15.3% | 15.9% |

まず、不動産の平均額（全期間の平均額）の内訳を、一般的高齢者世帯（世帯主が65歳以上の2人以上の世帯）と比較しつつ見てみる（表8-5、図8-5）。

[図8-5] 不動産の内訳と推移(1)



被後見人世帯における不動産の各要素の金額とその構成比率（全期間の平均額）は、「宅地等（宅地＋農地等）」が約 500 万円（構成比率 84%）、「住宅」が約 100 万円（同 16%）であった。

他方、高齢者世帯における不動産の各要素の金額とその構成割合をみると、「宅地等」が約 3 千百万円（構成比 85%）、「住宅」が約 570 万円（同 15%）となっている（総務省、「全国消費実態調査（2009 年）」）。

このように被後見人世帯の保有不動産は、高齢者世帯のそれと比べると全体として非常に低い水準（2 割強程度）にあるが、その内訳を見ると、「宅地等」と「住宅」の構成比率は両世帯ともほぼ同じであり、いずれも宅地等（要するに土地）がその大部分を占めていることが分かる。

次に、被後見人世帯における不動産平均額の推移（申立時から第 5 回報告以降にかけての変化）について見てみる（表 8-6、図 8-6）。

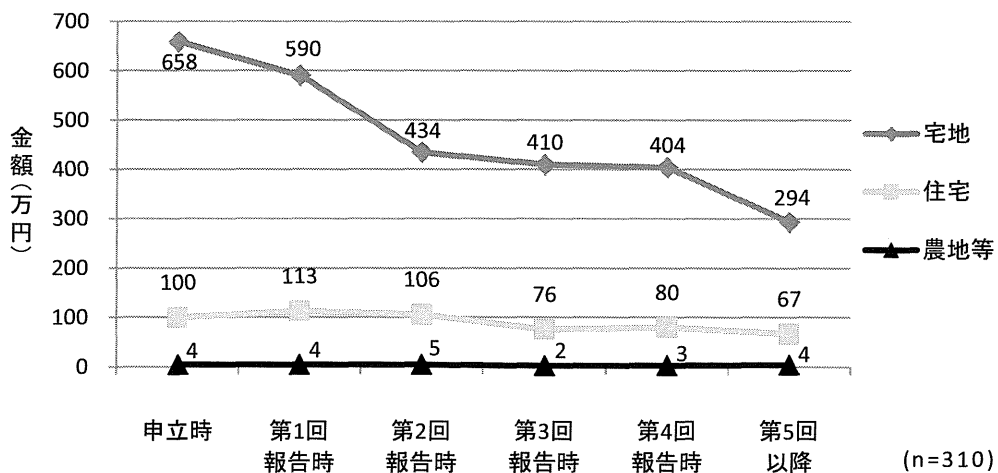
[表8-6] 不動産額の変化率と平均変化率
(申立時～第5回報告以降)

| | 変化率 | 平均変化率 |
|-----|--------|--------|
| 宅地等 | -55.4% | -14.9% |
| 農地等 | 2.3% | 0.4% |
| 住宅 | -32.9% | -7.7% |

後見申立時における不動産の構成を見ると、全体に占める割合がもっとも大きい要素は「宅地」であり、その平均額は約 660 万円（構成比率 86%）であった。次いで「住宅」が約 100 万円（同 13%）、そして「農地等」は 4 万円（同 1%）であった。

後見開始後、第 5 回報告以降にかけて、不動産額は全体ではほぼ半減している。その構成要素の割合としては、「宅地」が 55% 減少して約 290 万円（構成比率 80%）に、「住宅」が 33% 減少して約 70 万円（同 19%）、そして「農地等」はほとんど変化していなかった。

[図8-6] 不動産の内訳と推移(2)



以上をまとめると次のようになるだろう。

すなわち、①被後見人世帯の不動産平均額は、高齢者世帯のその 3 割に満たない水準にとどまっている（このことは、被後見人世帯の不動産保有額がもともと低いことに加えて、後見開始後に、不動産が売却されるケースが多いことに大きな要因があると考えられる）、②保有不動産のほとんど（8 割以上）は宅地によって構成されている、③後見開始後（特に第 2、3 回報告の時期に）、被後見人の保有不動産（特に宅地）は売却されるケースが多く、最終的に不動産はほぼ半減する、④一方で、

「住宅」は大きく急減することもなく、ゆるやかな減少傾向にある。

8.3.1. 金融資産の内訳と推移

次に、本人が保有する金融資産の内訳とその推移について見てみる。

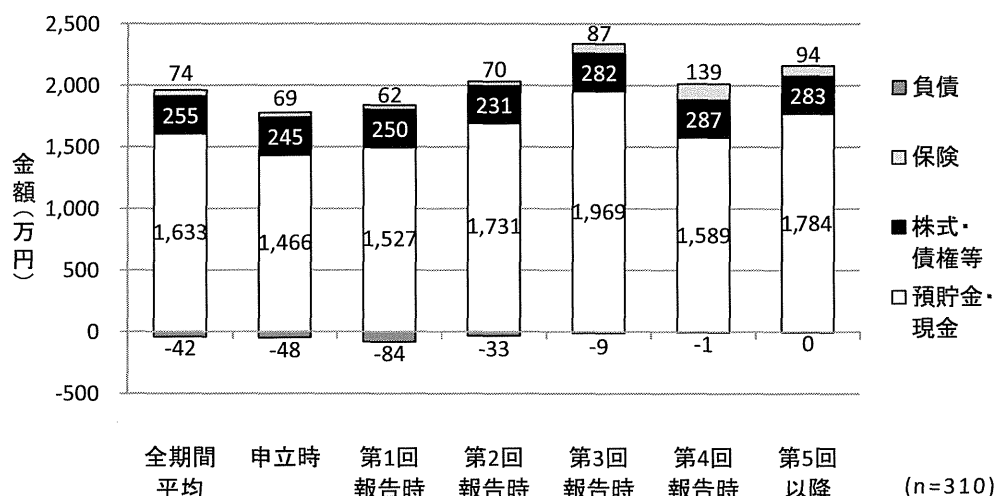
まず、金融資産の平均額（全期間の平均額）の内訳を、高齢者世帯（「主な年間収入が年金等である2人以上の世帯」）と比較しつつ見てみる（表8-7、図8-7）。

[表8-7] 金融資産の各要素の構成比率の比較

| | 高齢者世帯 | 被後見人世帯 |
|--------|-------|--------|
| 預貯金・現金 | 64.2% | 85.1% |
| 株式・債権等 | 17.1% | 13.3% |
| 保険 | 18.4% | 3.8% |
| 負債 | 3.6% | 2.2% |

被後見人世帯における金融資産の各要素の金額とその構成割合（全期間平均）は、「預貯金・現金」が約1千6百万円（全体の構成比85%）、「株式・債権等」が約260万円（同13%）、「保険」が約70万円（同4%）、「負債」が約40万円（同2%）であった。

[図8-7] 金融資産の内訳と推移(1)



他方、高齢者世帯における金融資産の各要素の金額とその構成割合をみると、「預貯金・現金」が約1千3百万円（構成比64%）、「株式・債権等」が約340万円（同17%）、「保険」が約370万円（同18%）、「負債」が約70万円（同4%）となっている（総務省、「全国消費実態調査（2009年）」）。

このように、被後見人世帯の金融資産は、高齢者世帯のそれと比べると、ほぼ同程度であり、またその内訳を見ると「保険」の保有割合が低く、その分「預貯金・現金」の保有割合が高いことが分かる。

次に、被後見人世帯における金融資産の推移（申立時から第5回報告以降にかけての変化）について見てみる（表8-8、図8-8）。

[表8-8] 金融資産額の変化率と平均変化率（申立時～5回目報告以降）

| | 変化率 | 平均変化率 |
|--------|-------|--------|
| 預貯金・現金 | 21.7% | 4.0% |
| 株式・債権等 | 15.8% | 3.0% |
| 保険 | 37.5% | 6.6% |
| 負債 | 99.0% | -60.0% |

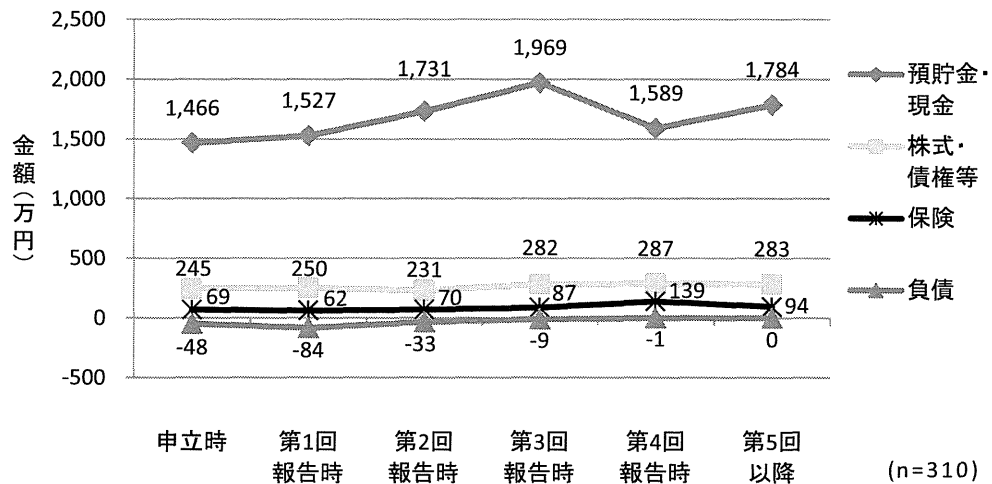
（表8-8、図8-8）。

後見申立時における金融資産の構成を見ると、全体に占める割合がもっとも大きい要素は「預貯金・現金等」であり、その平均的な金額は約1千5百万円（構成比率85%）であった。次いで「株式・債権等」が約250万円（同14%）、「保険」が約70

万円（同 4%）と続き、さらに「負債」が約 50 万円（同 3%）であった。

後見開始後、第 5 回報告以降にかけて、金融資産は全体で 25% 増加している。その構成としては、「預貯金・現金等」が 22% 増加して 1 千 8 百万円弱（構成比率 84%）に、「株式・債権等」が 16% 増加して約 280 万円（同 12%）に、続いて「保険」が 38% 増加して約 90 万円（同 4%）に、また「負債」はほぼすべて返済されている（同 0%）。

【図8-8】金融資産の内訳と推移(2)



以上をまとめると次のようになるだろう。

すなわち、①被後見人の金融資産は、「預貯金・現金等」によってその大部分（85%）が構成されている、②金融資産は、後見開始後に全体的に増加するとともに、その各要素（「預貯金・現金等」など）も同様に増加している、③特に 2、3 回目の報告時期に、不動産売却等によって「預貯金・現金等」が大きく増加している（上記のことから、金融資産の増加は、本人の資産全体が増加したことを意味するのではなく、単に不動産売却等によってその分（不動産が減った分）金融資産が増加した結果に過ぎないと理解すべきである）、④「株式・債権等」と「保険」は、大きな変動もなく、なだらかな増加傾向にある、⑤負債は、後見開始後、比較的早い段階でそのほとんどが返済されている。

8.4. 総資産の構成とその変化

次に、本人が保有する資産全体について、各構成要素の割合とその変化について見てみる（図 8-9）。

まず、各構成要素の資産総額に対する割合（後見全期間の平均）についてみると、「預貯金・現金等」が全体の 64% で、資産総額のもっとも大きな部分を占めており、次いで「宅地」が 20%、「株式・債権等」が 10%、そして「住宅」が 4%、「保険」が 3% などとなっている。また、資産総額に占める金融資産と不動産の割合は、およそ 3 : 1 となっている。

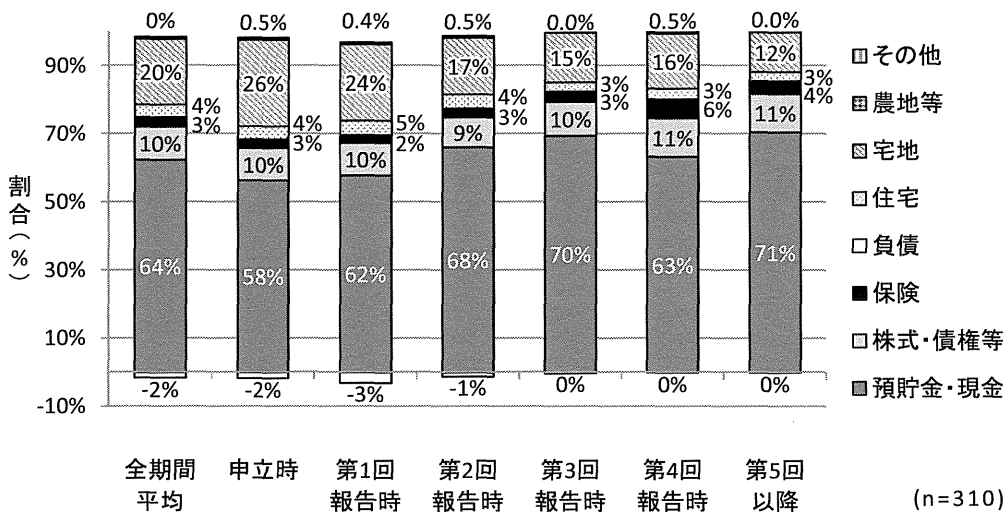
次に、後見開始申立時における、各構成要素の資産総額に対する割合についてみると、「預貯金・現金等」が全体の 58% で、次いで「宅地」が 26%、「株式・債権等」が 10%、「住宅」が 4% などとなっ

ている。また、資産総額に占める金融資産と不動産の割合は、およそ7：3となっている。

そして後見開始後、第5回報告以降にかけて、この資産構成の割合は次のように変化する。

資産総額に占める金融資産と不動産の割合の変化についてみると、金融資産が17ポイント増加して全体の86%に、逆に不動産が16ポイント低下して14%になっている。そして、各構成要素の資産総額に対する割合の変化についてみると、「預貯金・現金等」が13ポイント増加して全体の71%に、また逆に「宅地」が14ポイント減少して全体の12%になっている。なお、「株式・債権等」、「保険」、「負債」、「住宅」、「農地」については、その全体に占める割合はほとんど変わっていない。

[図8-9] 総資産の構成と変化



以上のことから見てくる本人の資産全体の特徴をまとめると、次のようになるだろう。

すなわち、①「預貯金・現金等」が、本人の資産の主要部分を占めており（全体の6割以上）、その割合は、後見開始時（全体の6割強）から第5回報告以降（同約7割強）までの間にやや増加している、②後見開始後（特に、2、3回目の報告時期において）、「宅地」が大きくその比率を低下させ、その低下した分、「預貯金・現金等」が増えている、③「負債」の比率は最大で3%程度であり、資産全体に占める割合は比較的小さい。

8.5. 資産の変化率の推移

8.5.1. 資産の変化率（申立時比）の推移

本人の保有資産における全般的な変化の状況について見てみる。

まず、保有資産額の変化率（申立時と比較した変化率）の推移についてである（図8-10）。

はじめに不動産についてみると、不動産平均額は申立時に比べて、第2回報告時に4分の1以上低下し、さらに次の第3回報告時には申立時に比べ3分の1以上低下して、最終的にはほぼ半減している。